平成２１年（フ）第４６９号
大阪府貝塚市鳥羽271番地の１メイゾン山野20Ａ
債務者　山田　　洋
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０６５号
大阪府阪南市光陽台２丁目17番12号
債務者　秦　　有美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０８３号
大阪府泉佐野市高松北１丁目８番82号小桜荘、前住所大阪府泉佐野市高松西１丁目1918番地の１
債務者　川瀬　　豊
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１２０号
大阪府阪南市尾崎町１丁目８番５号
債務者　皆良田　剛
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１２３号
大阪府岸和田市小松里町2485番地ジョイフル久米田302号
債務者　佐藤　理紀
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１３１号
大阪府岸和田市加守町２丁目10番16号ハイツ加守Ａ―102号、前住所大阪府岸和田市藤井町１丁目17番23―801号
債務者　神崎　一城
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１３２号
大阪府岸和田市加守町２丁目10番16号ハイツ加守Ａ―102号、前住所大阪府岸和田市藤井町１丁目17番23―801号
債務者　神崎　真弓（旧姓大堀）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１３３号
大阪府泉佐野市長滝2099番地長滝第一住宅３―402、前住所大阪府堺市西区浜寺船尾町西２丁270番地
債務者　一森　　訓
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１３５号
大阪府泉佐野市長滝844番地の２―Ｆ―201、前住所大阪府泉佐野市鶴原1946番地鶴原中央住宅６―308
債務者　威徳　瑞穂（旧姓西口）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１３７号
大阪府阪南市尾崎町33番地の17
債務者　前田　清美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１３８号
大阪府貝塚市森824番地２棟305号
債務者　藤井　里恵
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１３９号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地42棟304号
債務者　池尻　勝己
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１４１号
大阪府泉佐野市上之郷1309番地の１
債務者　下原　好勝
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１４３号
大阪府和泉市伯太町２丁目30番５―18号
債務者　柏戸　利孝
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１４６号
大阪府泉佐野市鶴原375番地の７
債務者　徳重　由美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１４７号
大阪府和泉市寺田町２丁目９番43号
債務者　門林　里美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１４９号
大阪府和泉市小田町586番地の１―２―802
債務者　前田　明美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係